

平成27年 7月 10日

調査・研修報告書(会派個人用)

会派名: 靖政会

報告者: 垣内秀彦

実施場所: 大阪 新大阪丸ビル別館

実施日: 平成27年7月9日

■目的・課題・問題事項(調査・研修に先立っての思いや本市の現状 など)

財政問題特別講義の受講(II)

- ・ 地方財政制度と基本的な仕組みの解説
- ・ 予算決算の意義と役割
- ・ 財政指標と自治体財政の課題

(講師は、立命館大学政策科学部 森 裕之教授で、7月6日の講義も講師) であり、一連性の講義である。

■参考とすべき事項

2回の講義で取り上げられていた記述は、「地方財政計画とは」である。

(I) 内閣による地方自治体全体の毎年度の歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務を定めたもの。(地方交付税法 昭和25年法律)

(II) 地方財政計画の役割

- ③ 地方自治体が標準的な行政水準を確保してより下の地方財政の保障
- ④ 国土財政・国民経済等との整合性の確保  
(国の予算締成を受けて、予算に添った施策を具体化するべく、地方財政との調整を図る。)

⑤ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

以上 地方財政計画の意義である。又、財政運営上の重要な指標となるものである。

■提言・その他(本市の施策等にどのように活用すべきか など)

「地方財政計画」は、地方公共団体の毎年度の財政運営上の重要な指標となるものである。

この基礎となるものは、くどいようであるが、地方交付税法(昭和25年法律)により明らけられている。

法の目的で明らかである。すなわち、「歳入の均等性を図り、地方行政の計画的な運営を保障する。自派の本旨の実現と地方団体の独立性を強化することを目指す」となっている。(毎年というより、法の改正がある。)

- ・ 人口減少・高齢化という現実を踏まえ、減少の実態を冷静に見極めること。
- ・ 賢く減少に備え、優れたコンパクトシティの実現に向けた戦略を立てる。そのために、国の動きを総て固くフォローすること。
- ・ 自治体レベルを市民で共有・合意できる取り組みを展開すること。
- ・ 将来の自治体レベルを作り上げその中で自治体財政運営、改革を図ること。

※ 調査・研修終了後、一週間以内に会派事務局へ提出してください。

調査・研修報告書(会派個人用)

会派名: 清政会

報告者: 岡村信志

実施場所: 新大段丸ビル別館

実施日: 7月9日

■目的・課題・問題事項(調査・研修に先立っての思いや本市の現状 など)

7月6日に引き続き研修

地方財政に関する事及びその動向について

■参考とすべき事項

- ① 地方法人税関係の改正  
地方譲与税 29年度廃止。消費税引上げに合わせた他の偏在是正措置が講じられる。
- ② 地方交付税に付いたその役割は  
・地方財政調整機能と財源保障機能  
・地方間での税収の平準化と国から地方への財源再分配
- ③ 近年の国庫支出金の傾向  
・歳入分野は公共事業関係(社会資本整備事業交付金・普通国庫建設事業費支出金等)  
・三位一体改革により、児童保健費・義務教育国庫負担金等激減
- ④ 国庫支出金の一括交付金化  
一括交付金の採択動向。建設事業主体から防災・安全交付金等暮らしを守るインフラ再構築へシフト
- ⑤ 増大する特別債(亦即地方債)  
自治体財政支出が、公共から社会福祉関係へシフトしていることを反映

■提言・その他(本市の施策等にどのように活用すべきかなど)

- ④ 地方公共事業のスキームとして、社会資本整備にかかる維持管理費・補修費について、財政負担は自治体が担う(財)。今後財政上大きな負担となる。

提言・その他

公共建設事業の整備に向けた社会資本に付いて、維持管理費・補修費は将来負担が増大する。人口減少が顕著な中、学校関係整備も終了する今、特に箱物建設は止めるべき。又、維持経費等の減額・削減を前提として、不同公共物件の撤去について、新たな制度と詳細に積極的に行われるべきではないか。

※ 調査・研修終了後、一週間以内に会派事務局へ提出してください。